

農地法第3条 議案審議資料

許 可 要 件		議案第6号 1番	議案第6号 2番
1. すべて耕作 法3-2①	すべて耕作	— (農業経営再開)	
2. 通作距離 法3-2①		1.5km	0.4km
3. 下限面積( $1,000 \text{ m}^2$ ) 又は ( $3,000 \text{ m}^2$ ) 市街化区域 調整区域 法3-2⑤	≦申請面積+現耕作面積	1,018 $\text{m}^2$	
4. 地域との調和 要件 法3-2⑦	地域の水利調整等への影響	無	
	地域で慣行的に行われている営農手法への影響	無	
5. 営農意思 法3-2①④	申請地利用予定	田	
	農業従事者	本人、妻	
	農機具	所有	
	営農全体計画	稲作 : 1,018 $\text{m}^2$ 畑作 : 0 $\text{m}^2$  販売・自家消費  計 1,018 $\text{m}^2$	
6. 農地所有適格 法人要件 法2- 3①②③④	事業要件 (売上高過半)	/	
	構成員要件 (総議決権の過半)		
	経営責任者要件 (役員全体の過半等)		
7. 一般法人参入 要件 法3- 3①②③	貸人の解除条件規定	/	
	地域との役割分担		
	役員の時常従事		
8. 農業上の適正かつ総合的な利用の確保に 関する市長の意見 法3-4		/	

注) 法: 農地法

## 農地法第5条 議案審議資料

許 可 要 件		議案第7号 1番
1. 立地基準	農地区分 (該当事由)	第2種農地 (農地の一団の面積5ha、 市街地からの距離80m)
	※第1種・第2種農地の場合 代替性の検討 法4-2①②/法5-2①②	検討不要
2. 一般基準	転用行為実施に必要な資力・ 信用 法4-2③/法5-2③	有 (残高証明書・融資事前 相談結果通知)
	申請地につき転用行為の妨げ となる権利を有する者の同意 法4-2③/法5-2③	該当なし
	許可後遅滞なく申請の用途に 供する見込み 則47①/則57①	有
	申請事業施行に関し他法令許 認可の見込み 則47②/則57②	有
	申請地と一体利用する土地を 利用できる見込み 則47③/則57③	該当なし
	申請面積が適正 則47④/則57④	適正 (事業計画)
	申請の事業が土地造成のみ (一部例外あり) 則47⑤/則57⑤	該当なし
	周辺の営農条件への影響 (現地調査報告) 法4-2④/法5-2④	
3. その他特記すべきこと		

注) 法：農地法 則：農地法施行規則